岩手県告示第342号

特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定(平成10年岩手県告示第1028号)の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		五十宗和事)		
		1 盛岡市内丸10番1号 岩手県政策地域部NPO・文化国際		
課		<u>課</u>		
2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げ				
る場所		る場所		
閲覧に係る書類を提出した	盛岡市内丸11番1号 盛岡	閲覧に係る書類を提出した 盛岡市内丸11番1号 盛岡		
 特定非営利活動法人(以下	地方振興局企画総務部	特定非営利活動法人(以下 広域振興局経営企画部		
「法人」という。)の主た		「法人」という。)の主た		
る事務所が盛岡市、八幡平		る事務所が盛岡市、八幡平		
市、岩手郡及び紫波郡の区		市、岩手郡及び紫波郡の区		
域内に所在する場合(紫波		域内に所在する場合(<u>岩手</u>		
郡のうち紫波町にあっては		郡のうち葛巻町にあっては		
<u>、</u> 紫波町の区域以外に主た		<u>葛巻町の区域以外に主たる</u>		
る事務所以外の事務所を有		事務所以外の事務所を有す		
する法人に限る。)		<u>る法人に、</u> 紫波郡のうち紫		
		波町にあっては紫波町の区		
		域以外に主たる事務所以外		
		の事務所を有する法人に限		
		る。)		
法人の主たる事務所が奥州	[略]	法人の主たる事務所が <u>花巻</u> [略]		
市及び胆沢郡の区域内に所		市、北上市、遠野市、一関		
在する場合(奥州市にあっ		<u>市、</u> 奥州市 <u>、和賀郡、</u> 胆沢		
ては <u>、</u> 奥州市の区域以外に		郡、西磐井郡及び東磐井郡		
主たる事務所以外の事務所		の区域内に所在する場合(
を有する法人に限る。)		<u>花巻市にあっては花巻市の</u>		
法人の主たる事務所が花巻	花巻市花城町1番41号 県	区域以外に主たる事務所以		
市及び遠野市の区域内に所	南広域振興局花巻総合支局	外の事務所を有する法人に		
在する場合(花巻市にあっ	地域支援部	<u>、北上市にあっては北上市</u>		
ては、花巻市の区域以外に		の区域以外に主たる事務所		
主たる事務所以外の事務所		以外の事務所を有する法人		
を有する法人に限る。)		に、一関市にあっては一関		
法人の主たる事務所が北上	北上市芳町2番8号 県南	市の区域以外に主たる事務		
市及び和賀郡の区域内に所	広域振興局北上総合支局地	所以外の事務所を有する法		
在する場合(北上市にあっ	<u>域支援部</u>	人 <u>に、</u> 奥州市にあっては奥		
ては北上市の区域以外に主		州市の区域以外に主たる事		
たる事務所以外の事務所を		務所以外の事務所を有する		

# 1. 7 M. I. V. # #=== \ \		1 1	VI. () = +n-nn) ?	
有する法人に、和賀郡にあ			法人に、和賀郡にあっては	
っては和賀郡の区域以外に			和賀郡の区域以外に主たる	
主たる事務所以外の事務所			事務所以外の事務所を有す	
を有する法人に限る。)			る法人に、胆沢郡にあって	
			は胆沢郡の区域以外に主た	
法人の主たる事務所が一関	一関市竹山町7番5号 県		る事務所以外の事務所を有	
市、西磐井郡及び東磐井郡	南広域振興局一関総合支局		する法人に、東磐井郡にあ	
の区域内に所在する場合(地域支援部		っては東磐井郡の区域以外	
一関市にあっては一関市の			に主たる事務所以外の事務	
区域以外に主たる事務所以			所を有する法人に限る。)	
外の事務所を有する法人に				
、東磐井郡にあっては東磐				
井郡の区域以外に主たる事				
務所以外の事務所を有する				
法人に限る。)				
法人の主たる事務所が大船	大船渡市猪川町字前田6番			
渡市、陸前高田市及び気仙	地1 大船渡地方振興局企			
郡の区域内に所在する場合	画総務部			
(大船渡市にあっては大船				
渡市の区域以外に主たる事				
務所以外の事務所を有する				
法人に、陸前高田市にあっ				
ては陸前高田市の区域以外				
に主たる事務所以外の事務				
所を有する法人に限る。)				
法人の主たる事務所が釜石	釜石市新町6番50号 釜石		法人の主たる事務所が釜石	釜石市新町6番50号 沿岸
市及び上閉伊郡の区域内に	地方振興局企画総務部		市及び上閉伊郡の区域内に	広域振興局経営企画部
所在する場合(釜石市にあ			所在する場合(釜石市にあ	
っては、釜石市の区域以外			っては、釜石市の区域以外	
に主たる事務所以外の事務			に主たる事務所以外の事務	
所を有する法人に限る。)			所を有する法人に限る。)	
法人の主たる事務所が宮古	宮古市五月町1番20号 宮		法人の主たる事務所が宮古	宮古市五月町1番20号 沿
市及び下閉伊郡(普代村を	古地方振興局企画総務部		市及び下閉伊郡(普代村を	岸広域振興局経営企画部宮
除く。)の区域内に所在す			除く。)の区域内に所在す	古地域振興センター
る場合			る場合	
			法人の主たる事務所が大船	大船渡市猪川町字前田6番
				地1 沿岸広域振興局経営
				企画部大船渡地域振興セン
			(大船渡市にあっては大船	
			渡市の区域以外に主たる事	
			務所以外の事務所を有する	
	l	I I		l l

ĺ	1	I	L	1
			法人に、陸前高田市にあっ	
			ては陸前高田市の区域以外	
			に主たる事務所以外の事務	
			所を有する法人に限る。)	
法人の主たる事務所が久慈	久慈市八日町一丁目1番地		法人の主たる事務所が久慈	久慈市八日町一丁目1番地
市、下閉伊郡普代村並びに	久慈地方振興局企画総務		市、下閉伊郡普代村並びに	<u>県北広域振興局経営企</u> 画
九戸郡野田村及び洋野町の	<u> </u>		九戸郡野田村及び洋野町の	部
区域内に所在する場合(久			区域内に所在する場合(久	
慈市にあっては久慈市の区			慈市にあっては久慈市の区	
域以外に主たる事務所以外			域以外に主たる事務所以外	
の事務所を有する法人に、			の事務所を有する法人に、	
<u>九戸郡のうち</u> 洋野町にあっ			下閉伊郡のうち普代村にあ	
ては洋野町の区域以外に主			っては普代村の区域以外に	
たる事務所以外の事務所を			主たる事務所以外の事務所	
有する法人に限る。)			を有する法人に、九戸郡の	
			うち、野田村にあっては野	
			田村の区域以外に主たる事	
			務所以外の事務所を有する	
			<u>法人に</u> 、洋野町にあっては	
			洋野町の区域以外に主たる	
			事務所以外の事務所を有す	
			る法人に限る。)	
法人の主たる事務所が二戸	二戸市石切所字荷渡52番地		法人の主たる事務所が二戸	二戸市石切所字荷渡52番均
市、九戸郡軽米町及び九戸	二戸地方振興局企画総務		市、九戸郡軽米町及び九戸	 県北広域振興局経営企画
村並びに二戸郡の区域内に	部		村並びに二戸郡の区域内に	部二戸地域振興センター
所在する場合	_		所在する場合 <u>(二戸市にあ</u>	
			っては二戸市の区域以外に	
			主たる事務所以外の事務所	
			を有する法人に、九戸郡の	
			うち軽米町にあっては軽米	
			町の区域以外に主たる事務	
			所以外の事務所を有する法	
			人に限る。)	

備考 改正部分は、下線の部分である。